平成３０年（フ）第９６号
札幌市東区北33条東15丁目２番６号　フォーシーズンⅡ１－Ｅ号
債務者　髙峯　弘一
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０２号
札幌市東区本町１条２丁目３番24号　シティハイム高砂１階２号
債務者　椎葉　麻梨
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
新潟県燕市桜町123番地
債務者　須貝　直樹（旧姓栗林）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第３５２号
愛知県稲沢市幸町101番地３
債務者　川添　友美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第９号
愛知県一宮市奥町字蘇東38番地82
債務者　安達　尚代
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第２号
京都府亀岡市安町中畠152番地　マイネハウゼン102号、前住所京都府南丹市日吉町胡麻奥野部谷７番地12
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第５５０６号
大阪市平野区加美南３丁目５番19―213号
債務者　中島　　弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７０２号
大阪府大東市野崎４丁目８番１号　クレールドミール101号
債務者　岡本眞由美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７３７号
大阪府八尾市刑部２丁目92番地の１、前住所大阪府八尾市中田３丁目28番地の１　ニュータウン中田302号
債務者　林　　伸浩
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８２４号
大阪市大正区千島３丁目６番17―505号
債務者　杉谷　成人
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４７号
大阪府高槻市殿町13番10号
債務者　野口　里美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３０６号
大阪府守口市梶町２丁目20番８号
債務者　渡辺　法知
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３６号
大阪市大正区南恩加島３丁目１番13号　前田文化　１階
債務者　増田真奈美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９４号
大阪市東淀川区上新庄２丁目20番45号　ハイツサンロード　402号
債務者　古家　雅弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４５５号
大阪市大正区小林西２丁目２番４号　寄川マンション　505号
債務者　竹村美喜子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４８４号
大阪府枚方市楠葉中町68番11号
債務者　古川　禮子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４９８号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目９番13号　パームコープ東１号室、住民票上の住所大阪府東大阪市永和３丁目８番16号
債務者　稲田　弘彦
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部